

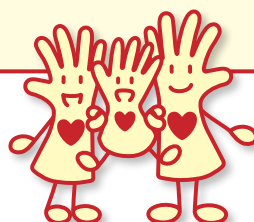
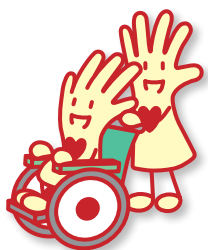
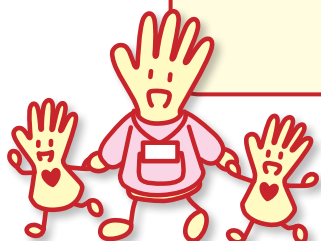
# 第4次 茨城県

# 地域福祉活動 推進プラン

平成25年度～平成30年度

茨城県社協の願いは  
300万県民<sup>+α</sup>の幸せ

多くの彩りを  
輝かせるために  
私たちは  
日々活動する



## はじめに

価値観の多様化、核家族化、人口流動性の増大などを背景として、“無縁社会”の言葉に象徴されるように地域の結びつきが弱まり、少子・高齢化や過疎化の進展ともあいまって、地域社会の脆弱化が深刻となっています。

同時に、「虐待」、「引きこもり」、「孤立死」の問題など、既存の制度やサービスだけでは解決できない課題が増加してきています。

また、長引く経済の低迷による失業やリストラ、新卒者の就職率の低迷なども生じてきています。

一方、東日本大震災による未曾有の被害を契機に私たちの暮らしは様変わりし、人と人との「絆」の重要性を再認識いたしました。

こうしたことから、地域における支え合いの仕組みづくりとその実践、また社会的包摂の視点に立ったセーフティネットの更なる強化が求められています。

このような中、このたび、地域福祉の推進を目的として活動している茨城県社会福祉協議会の存在意義や使命について改めて検討し、今後、活動を推進していく上での羅針盤として「第4次茨城県地域福祉活動推進プラン」を策定いたしました。

本計画は、推進期間を平成25年度から平成30年度までの6か年とし、「だれもがその人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現」を基本理念に掲げ、無縁社会や新たな生活課題に立ち向かう「たたかうシナリオ」としています。

この計画の実施にあたっては、役職員一同、志を新たに一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。県民の皆様をはじめ、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、県・市町村行政、ボランティア等関係機関・団体の皆様方の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に御尽力賜りました、総合企画委員会、策定委員会及び策定推進チームの皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多数の関係者の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成25年9月

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

会長 関 正夫



## 300万県民<sup>+α</sup>

茨城県社会福祉協議会は、300万県民の幸せづくりに努めるとともに、この茨城の地に滞在する人々（東日本大震災により避難を余儀なくされている方々など）の幸せづくりのためにも活動し続けます。

# 目次

はじめに	1	第5章 第4次茨城県地域福祉活動推進プランの推進体系	15
<b>第1部 基本構想</b>	<b>5</b>	1 今後取り組むべき重点目標（使命）	
基本理念	6	2 推進目標（約束）と推進事項（挑戦）	
第1章 計画策定の基本的考え方	7	3 推進体系	
1 計画策定の趣旨		<b>第2部 基本計画</b>	<b>19</b>
2 計画の性格		使命1 支え合う福祉（住民参加と福祉コミュニティづくりの推進）	21
3 計画策定手続きの特徴		約束1 福祉の大切さを伝える	
4 計画の推進期間		約束2 福祉の大切さに気づいた人を支える・つなげる	
5 計画の進行管理		使命2 安心して利用できる福祉（福祉サービス利用者への支援）	27
第2章 今日の社会福祉の動向と茨城県・市町村福祉行政の動向	9	約束3 その人らしさを引き出し・守る	
1 我が国の社会福祉を取り巻く動向		約束4 生活困窮者への自立支援	
2 茨城県の社会福祉を取り巻く動向		使命3 質の高い福祉と協働する福祉 （社会福祉事業の充実・活性化への支援）	33
3 市町村の社会福祉を取り巻く動向		約束5 福祉を支える人を増やし・資質を高める	
第3章 茨城県社会福祉協議会の動向と民間福祉の動向	11	約束6 関係機関・団体等と支え合い共に歩む	
1 茨城県社会福祉協議会を取り巻く動向		使命4 切り拓く福祉（新たな生活課題への対応）	39
(1) 福祉ニーズの変化		約束7 ニーズに気づき・こたえる	
(2) 民間社会福祉活動の広がり		使命5 前進する県社協（県社協の組織の充実）	43
(3) 災害支援活動における社会福祉協議会への期待		約束8 歩み続ける県社協	
(4) 当面の活動展開の視点		<b>参考資料</b>	<b>47</b>
(5) 地域包括ケアシステム推進の取り組みと視点		1 計画策定に関する委員会等	
2 民間福祉の動向		2 策定委員会設置要項・名簿	
(1) 市町村社会福祉協議会		3 策定推進チーム設置要項・名簿	
(2) 社会福祉施設		4 戦略会議名簿・役割	
(3) ボランティア・NPO団体		5 ワーキング・グループ名簿・役割	
(4) 共同募金		6 策定委員会、推進チーム等の検討経過	
(5) 種別協議会		7 アンケート結果	
第4章 茨城県社会福祉協議会計画の評価	14		
1 これまでの茨城県社会福祉協議会計画の歩み			
2 「地域福祉活動推進プラン」の評価			
3 計画策定に伴うアンケートの実施			

第1部

# 基本構想



## 基本理念

# だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現

社会福祉法の理念でもある、誰もが人として尊厳を持って、  
住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、  
安心して暮らせる福祉社会の実現をめざしています。

## 第1章 計画策定の基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、「新・地域福祉活動計画」(平成15年度を初年度とする10年間の計画)に基づいて、事業の推進を行ってきました。

その間、県社協を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、平成20年3月に「地域福祉活動推進プラン」として大幅な改訂を行いました。

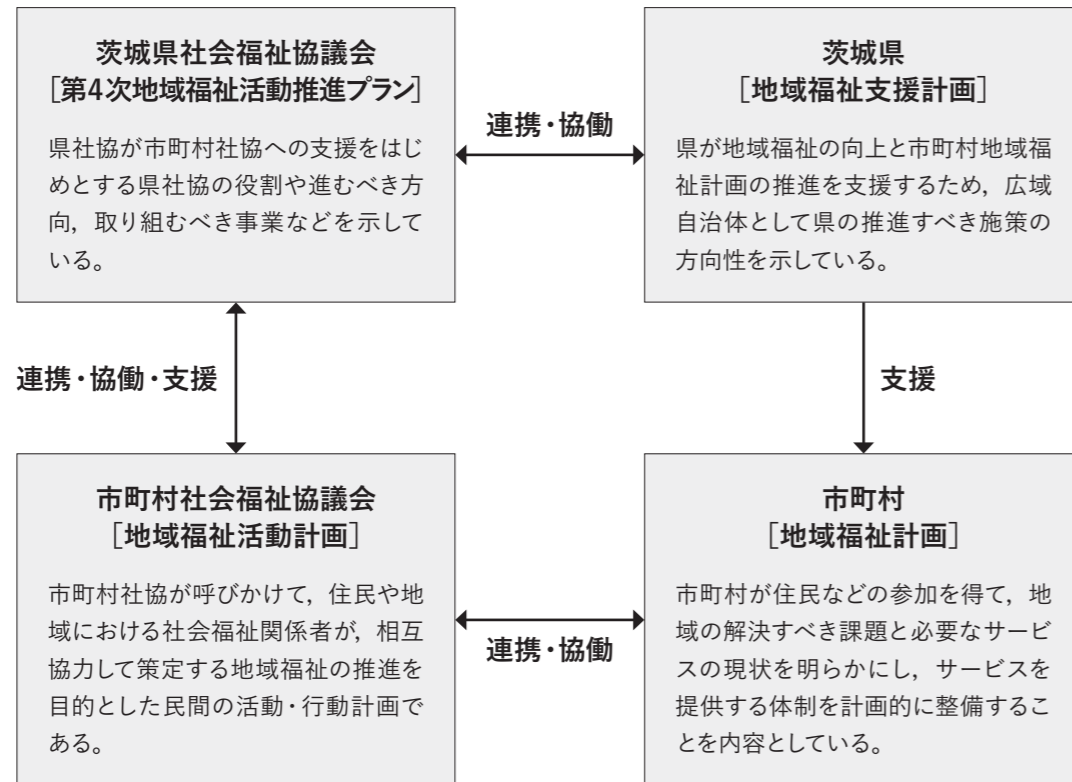
今回の「第4次茨城県地域福祉活動推進プラン」(以下「計画」という。)は、この「地域福祉活動推進プラン」の推進期間の終了に伴い策定したものです。

また、東日本大震災という未曾有の大災害の経験とともに、地域包括ケアシステムへの急速な施策転換の状況を十分に配慮しています。

### 2 計画の性格

- (1) 本計画は、「茨城県地域福祉支援計画(第3期)」との整合性を図っています。さらに、茨城県福祉行政に関して、先駆性を発揮し、施策の提言機能やモデル事業の開発につながるものです。
- (2) 本計画は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめとする民間福祉活動を強化・支援する性格を有します。そして、各種の福祉事業における連携・協働化を総合的・効果的に推進するものです。
- (3) 本計画は、県社協の組織・財政・事務局等の今後のあり方の検討も含めています。また、中長期的な事業活動の方向性を示すものです。したがって、県社協職員の総意で策定され、県社協会員の「福祉マインドと課題認識」の共有を必要としています。
- (4) 本計画は、時代の変化に即応できるよう、実施計画を別冊で編集し、毎年度の見直しを行います。
- (5) 本計画は、県社協職員が共有し、相互に点検・支援し合う職場づくりが前提条件となっています。したがって、全職員による確認、合意の上に成立しています。
- (6) 本計画は、300万県民<sup>1)</sup>の多様な課題に立ち向かう県社協の「たたかうシナリオ」にほかなりません。

[図表1] 第4次茨城県地域福祉活動推進プランと地域福祉関連計画



3 計画策定手続きの特徴

本計画が「絵に描いた餅」とならないよう、数多くの相互確認、相互評価を行い、職員の総意に基づいて策定しています。

したがって、本計画は職員全体の決意であるとともに、新たな生活課題に立ち向かう県社協の実現すべき「たたかうシナリオ」であり、記述内容も解りやすさや親しみやすさに配慮しています。

4 計画の推進期間

「茨城県地域福祉支援計画(第3期)」との整合性を図るため、平成25年度から平成30年度の6年間とします。

実施計画は毎年度見直しを行います。

5 計画の進行管理

本計画を総合的かつ計画的に進行するために、職員等による評価推進チームを編成し、実施計画の評価を毎年度行います。

また、県社協に設置している「総合企画委員会」において、実施計画の評価を基に進行管理を行います。

1 我が国の社会福祉を取り巻く動向

「地域福祉活動推進プラン」の推進期間においても、社会福祉を巡る環境は大きく変化し、少子・高齢化が進み、ライフスタイルの多様化も進展しています。

さらに、東日本大震災が私たちの日常を直撃しました。この未曾有の大災害は、社会福祉協議会(以下「社協」という。)の役割と地域福祉施策の必要性を鮮明にしました。

しかし、それは一方で、地域福祉計画が法定化されて10年余を過ぎた現在も、地域福祉の広がりに限界があることを示したと考えられます。

介護保険法制定(2000年)からも10年余が経過しましたが、社会福祉の基礎構造改革は新たな段階を迎えつつあります。構造改革に伴い、財政・人材・地域基盤づくりの遅れなど、各種の課題に直面しています。

また、社会的孤立や孤独死などの新たな生活課題が多様に表出し始めています。

これらの課題に対し、市町村を単位に、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、多様な社会資源のネットワークによる専門的なサービス提供と地域住民の支え合い、助け合い活動とを組み合わせ、一貫性・連続性のある地域包括ケアシステムがコミュニティソーシャルワークの基本的姿勢として推進され始めています。

[図表2] 社会福祉関連施策動向(平成20年~平成24年)

	社会福祉一般	児童福祉	障がい児(者)福祉	高齢者福祉
平成20年	・介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律制定	・児童福祉法改正		
平成21年	・生活福祉資金貸付制度の見直し	・育児・介護休業法改正		・介護報酬改定 ・「地域包括ケア研究会」報告書
平成22年		・子ども・子育てビジョン ・「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」決定	・障害者自立支援法等の改正	・介護保険制度の見直しに関する意見
平成23年	・「社会保障・税一体改革成案」閣議決定		・障害者虐待防止法制定 ・障害者基本法改正	・介護保険法等の改正
平成24年	・社会保障制度改革推進法制定 ・生活保護制度の見直し ・「生活支援戦略」中間まとめ	・子ども・子育て支援法制定等	・障害者総合支援法制定	・「今後の認知症対策の方向性について」とりまとめ ・「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」の策定

2 茨城県の社会福祉を取り巻く動向

茨城県では、平成23年度から県政運営の基本方針となる新しい県総合計画「いきいきいばらき生活大県プラン」が策定されました。

また、東日本大震災の影響を踏まえ、平成24年3月に改定版が策定されています。

さらに、第1章「政策展開の基本方向 1 住みよいいばらきづくり」中の、政策I「医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり」において、各種の福祉施策の地域での展開が強調されています。

県社協も民間福祉団体として、茨城県の福祉行政の一翼を担うものとして期待されています。

[図表3] 県総合計画の福祉に関連する計画の策定状況

計画の名称	計画期間
茨城県地域福祉支援計画(第2期)	平成21年度～平成25年度
大好きいばらき新エンゼルプラン21後期計画	平成22年度～平成26年度
第5期いばらき高齢者プラン21	平成24年度～平成26年度
新しいばらき障害者プラン	平成24年度～平成29年度
第6次茨城県保健医療計画	平成25年度～平成29年度
第二期茨城県医療費適正化計画	平成25年度～平成29年度

3 市町村の社会福祉を取り巻く動向

近年、市町村の財政状況をとりまく環境は一段と厳しくなっており、市町村社協への補助金や委託金の見直しが行われ、地域福祉推進のための事業やサービスの縮小・廃止を余儀なくされています。

しかし、東日本大震災の経験から、住民生活に最も近い自治体である市町村こそが地域福祉の要であることが明確になり、介護保険サービスにおける介護予防重視型施策の重点化、各種の障がい児(者)に対する総合的な各種サービスの提供など、市町村の役割はますます大きくなっています。

そのような中、地域住民の参画による「地域福祉計画」の策定も着実に広がり、さらに狭い居住範囲を対象とした活動内容も提起され始めています。

1 茨城県社会福祉協議会を取り巻く動向

(1) 福祉ニーズの変化

現在生じている生活課題は、社会的孤立や経済的困窮を中心に様々な様相を呈しています。

しかし、これらの諸課題に従来の福祉システムが対応しきれない状況にあり、新しい課題に対応するためには、福祉サービス内容の改革や分野横断的対応、柔軟な運用など、先駆的で制度化されていないサービスの開発・展開が必要です。こうした状況は社協など民間福祉団体の役割の重要性につながっています。

(2) 民間社会福祉活動の広がり

社協や社会福祉施設などの社会福祉法人に加え、NPO法人や営利法人など社会福祉関連事業の担い手の広がりは著しく、新たな地域福祉活動に取り組むケースも増加してきています。

その中で、社協には、高い公益性が求められていることや地域福祉の中核的担い手としての強い支持もあり、県社協は、その役割の真価が問われています。

(3) 災害支援活動における社会福祉協議会への期待

東日本大震災を契機に、社協が災害ボランティアセンターを担うことについて、福祉関係者のみならず広く県民から認知されるようになりました。日頃から地域の様々な機関・団体と密接な関わりをもって住民のコミュニティ形成に携わり、かつネットワークを持ち、行政と連携しつつ民間の機動性・柔軟性を活かして、継続的に取り組んでいくことのできる社協の役割は非常に大きく、期待されています。

(4) 当面の活動展開の視点

都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針として、以下の12の視点が全国社会福祉協議会から示されています。

- 1 : 地域福祉推進と相談・支援事業の統合的実施
- 2 : 社会福祉法人・福祉施設への支援
- 3 : 福祉人材の養成と確保
- 4 : 社会福祉関係者が一体となった地域福祉の推進と都道府県社会福祉協議会の役割
- 5 : 災害救援活動への支援の組織化
- 6 : 組織構成の幅の拡大
- 7 : 種別協議会等関係団体との連携・協働の強化
- 8 : 職員の専門性の確保
- 9 : 民間財源のあっせん
- 10 : 共同募金改革への協力
- 11 : 多様な財源構成と補助金・委託金の確保
- 12 : 政策提言・ソーシャルアクション機能の強化

(平成24年全社協「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」)

### (5) 地域包括ケアシステム推進の取り組みと視点

県社協は、地域包括ケアシステムを積極的に促進していくことが期待されています。  
茨城県独自の地域ケアシステムは、介護保険制度や地域包括支援センター事業の導入に大きな影響を及ぼしてきました。今後、地域ケアシステムのノウハウなどを活かして、地域包括ケアシステムの導入を進めていく必要があると考えています。

## 2 民間福祉の動向

### (1) 市町村社会福祉協議会

茨城県内の市町村社協は、東日本大震災への対応を含め、それぞれの地域性を活かした活動に取り組んでいます。地区社会福祉協議会や支部社会福祉協議会などの小地域社会福祉協議会の組織化を中心に活動しているケース、障がい児(者)の支援を中心に活動しているケースなど多様な展開となっています。

特に、サロン活動が急速に広がるとともに、住民参加型在宅福祉サービスの支援など住民参加による地域福祉活動が広がっています。

地域福祉活動計画については、暮らしに最も近い小地域単位で策定している市町村社協も見られます。

また、今後の地域包括ケアシステムにつながっていく地域包括支援センターの運営を受託する市町村社協やボランティア活動を軸に、制度化されていないサービス提供事業に新たに参入している市町村社協も増加しています。

### (2) 社会福祉施設

介護保険や障がい児(者)分野の社会福祉施設は制度改正により大幅に増加している傾向が続いています。保育の分野でも同様です。そうした中で、第三者評価事業や介護サービス情報の公表制度が進み、福祉サービスの質を確保するための取り組みが進められています。

社会福祉施設に関連する福祉動向を的確に把握し、福祉サービスを継続的・安定的に提供するための適正な経営を行うことが求められています。

### (3) ボランティア・NPO団体

東日本大震災への対応をはじめ、ボランティアの必要性が明確になってきました。

また、地域住民による助け合い活動を基本として、制度の谷間を埋めるコミュニティ活動が急速に広がっています。

さらに、NPO法人の活動も顕著であり、社協とのより強い横断的連携が必要になっています。

### (4) 共同募金

県民が募金を通じて社会福祉事業に参加・協力する運動であり、集められた募金は、県内の民間社会福祉・地域福祉の推進に役立てられています。

しかし、近年募金額の減少傾向が続いており、募金環境に関する改革が検討されています。

### (5) 種別協議会

種別協議会とは、老人福祉施設、障がい児(者)福祉施設、児童福祉施設などの種別別に結成された、広域的な組織(協議会)です。

固有の課題を達成するために、以下の組織活動が、県社協内の部会活動と関連性を有しながら活動しています。

[図表4] 県社協と深い関わりのある種別協議会

種別	協議会名
児童福祉関係	茨城県保育協議会
	茨城県民間保育協議会
	茨城県児童福祉施設長会
	茨城県児童福祉施設協議会
茨城県里親連合会	
母子福祉関係	茨城県母子寡婦福祉連合会
老人福祉関係	茨城県老人福祉施設協議会
障がい児(者)福祉関係	茨城県心身障害者福祉協会
	茨城県救護施設協議会
その他関係	茨城県社会福祉施設経営者協議会



1 これまでの茨城県社会福祉協議会計画の歩み

本計画策定以前の県社協の活動計画は、以下の3つの計画です。

平成8年に「地域福祉計画(がんばる いきいき プラン)」を策定しました。この計画は、21世紀に向けて社会福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、新しい時代に対応した県社協の役割や事業の推進方策について、初めて策定した中・長期計画です。

平成15年に「新・地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、「社会福祉法」の制定により社協が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と明確に位置づけられたことを踏まえ、県社協の方向性を明確にしたものです。

平成20年に「地域福祉活動推進プラン」を策定しました。この計画は、社会のニーズや福祉課題の多様化に対応した特徴を有しています。

本計画は、これら3つの計画の進行のもとに策定しています。

2 「地域福祉活動推進プラン」の評価

「地域福祉活動推進プラン」は、真に県民の立場に立って事業が効果的に進められているかなどの観点から、事業評価を実施し、新しい事業への取り組みを含めた計画の見直し検討を毎年行いました。

事業評価を行うにあたって、評価基準を設け、最初に事務局による内部評価を行い、それを基礎に総合企画委員会において外部評価を行いました。

また、平成25年度当初に全職員及び学識経験者で構成する「拡大戦略会議」を開催し、「地域福祉活動推進プラン」の推進期間である5年間における実施事業の達成度や課題、今後の方向性などの評価を行いました。

この評価結果などに基づき、新しい事業への取り組みを含めた本計画の策定検討を行いました。

[図表5] 「今後の方向性」評価別に見た事業の分布

今後の方向性	継続	廃止	統合	計
実施事業	97	21	55	173

3 計画策定に伴うアンケートの実施

本計画策定の基礎資料とするため、本会の会員である県内の市町村社協、社会福祉施設、福祉団体などに対してアンケートを実施しました。

その結果、会員が知っている県社協の活動について、最も多いのは「住民参加によるまちづくりの支援事業」、最も低いのは「福祉課題の調査研究活動及びニーズ調査」でした。

また、会員の抱えている課題については「人材の確保が難しい」が最も多く、これらの課題に対応した事業の取り組みが必要です。

このアンケート結果を参考にして、本計画の策定検討を行いました。

1 今後取り組むべき重点目標(使命)

基本理念を実現するために、以下の5項目を重点目標(使命)とします。

### 重点目標(使命)

- 使命1 支え合う福祉(住民参加と福祉コミュニティづくりの推進)
- 使命2 安心して利用できる福祉(福祉サービス利用者への支援)
- 使命3 質の高い福祉と協働する福祉(社会福祉事業の充実・活性化への支援)
- 使命4 切り拓く福祉(新たな生活課題への対応)
- 使命5 前進する県社協(県社協の組織の充実)

2 推進目標(約束)と推進事項(挑戦)

5つの重点目標を実施するために、推進目標と推進事項をたて、推進事項は具体的事業である実施項目によって構成しています。

また、実施項目は本計画に付属する実施計画(別冊)に網羅しています。

さらに、本計画は多様な課題に立ち向かう「たたかうシナリオ」としていることから、県社協の組織特性や機能・役割などを踏まえ、重点目標=使命、推進目標=約束、推進事項=挑戦と表現しています。

